

**鳥取県告示第 787 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 生 原 恭 二 東伯郡北栄町六尾 407

平成 18 年 10 月 16 日退任